

請け負える仕事内容

[生体構造機能学グループ]

① 遺体の防腐保存処置

ア. 教育研究用遺体の防腐保存処置および保存管理等

イ. 大規模災害時等における身元確認までの遺体の防腐処置等

(行政からの要請によるもので、本務に支障が出ない範囲)

被災地の都道府県知事の要請。原則としては、被災地の都道府県知事が日本解剖学会を通じて本学に応援要請する流れである。解剖学会が要請を受けた後、適切な大学の学長または医学部・歯学部の学部長に出動要請を行い、要請を受けた大学の学長または医学部・歯学部の学部長は、専門の技術職員へ支援を依頼することとなります。

(試薬、消耗品、旅費等の実費 は要請者の負担となります)

ウ. 不良の死亡によって遺体を海外へ輸送するための防腐処置

(対応できるのは本学の職員および本学の学生のみです)

※注 体にメスや針を入れるため、あらかじめ故人の祖国の慣習や儀式方法、国内の法的書類の準備及び手続きや当該在日大使館との連絡等の段取り、国際通関に必要な事前の書類作成や手配、および国際検疫に沿ったご遺体の防腐処置をご確認ください。

尚、感染症等の場合はお断りする事もあります。

② 学生実習、医療技術研修等における解剖用遺体の準備

(事前に解剖学担当教授の許可を受けたもので、本務に支障が出ない範囲)

準備完了希望日の最低2ヶ月前までに教育支援申請書を提出してください

(遺体の準備等は業務従事期間が不確定なため、授業期間のみを記入)

③ 研究用組織標本作製 (免疫組織化学染色)

仕事の依頼は、予めセンター長宛に教育支援申請書または研究支援申請書の提出をお願いします。

※ 尚、仕事のご依頼をお受けできるのは、通常業務に支障をきたさない場合のみです。

お受けできない事もありますのでご了承ください。